

4月1日から

役場職員の時差勤務を試行

町民の皆さんのご理解を

出勤時間は遅い場合で
午後0時半

退庁時間は早い場合で
午後2時45分



町では時差勤務を試行し、時間外勤務手当の縮減を図ります(役場庁舎)

町では四月一日から役場の一部職員の始業・終業時間をずらす時差勤務の試行を行います。役場の業務時間は、午前八時半から午後五時十五分までの八時間となっていますが、この時間を超えて勤務する必要がある職員には、時間外勤務手当が支給されます。町では限られた財源の中で、さらに時間外勤務手当の縮減を図るため時差勤務を試行することにしました。

時差勤務は必要に応じ、午前六時から午後九時十五分までの間の連続する八時間を確保しつつ、始業・終業時間を割り振りするものです。住民の各種健康などで早朝から勤務する職員の終業時間は、最も早い場合で午後二時四十五分までとなります。また、会議などで夜間勤務する職員の始業時間は、最も遅い場合で午後零時半からとなります。このことにより、時差勤務をする職員には、役場の業務時間内に勤務する必要がない時間があります。従って業務時間中に街で私用を足す職員の姿が見られるようになりますので、皆さんのご理解をお願いします。なお、これによる役場の窓口などの業務時間は、これまでどおり変更ありません。

◆時差勤務時間の割り振り

区分	勤務時間
時差 1	午前 6 時～午後 2 時45分
時差 2	午前 6 時半～午後 3 時15分
時差 3	午前 9 時半～午後 6 時15分
時差 4	午前10時半～午後 7 時15分
時差 5	午前11時半～午後 8 時15分
時差 6	午後零時半～午後 9 時15分

町臨時職員を募集します 11日までに申し込みを

◆募集内容

職種	応募資格	勤務場所	任用期間	担当課
一般事務補助	パソコンがで きる女性	役場 保健福祉課	4月1日～7月 31日(検診の受 け付け事務など のため、早出出 勤があります)	役場保健福祉 課健康管理担 当(内線161)
施設管理人	おおむね25歳 から55歳まで の人	船越家族旅 行村案内所	4月14日～8月 13日(土・日曜 日、祝日の勤務 があります)	役場産業振興 課商工観光担 当(内線234)
校務員	普通自動車免 許がある人	山田中学校	4月1日～7月 31日	町教育委員会 事務局総務担 当(内線332)

※各職種とも必要がある場合には、1回の更新があります。

町では、臨時職員を募集します。選考方法は書類審査(履歴書)と面接です。希望の方は、役場住民生活課または各支所に備え付けてある履歴書に必要事項を記入して申し込んでください。

- ▽募集内容 左表のとおり
- ▽応募資格 町内に住所があり、左表の条件を満たす人
- ▽募集人員 各職種とも一人
- ※一般事務補助は婦人科検診などに従事するため、女性に限ります。
- ▽賃金(日額) 五千四百円
- ▽申込期限 三月十一日
- ▽申込先 役場総務課(校務員は町教育委員会事務局)
- ▽問い合わせ 役場各担当課 (☎82-3111・左表の内線番号) へどうぞ。